令和7年度奈良県職員採用に係るPR活動支援業務委託仕様書

1.業務名

令和7年度奈良県職員採用に係るPR活動支援業務

2.目的

近年、社会やテクノロジーが大きく変化する中で、変化に対応した的確な施策、事務事業を実施するには、より多様な人材を確保する必要がある。そのためには、奈良県(以下「県」という。)を就職先として志望する層を拡大し職員採用試験の受験者数を増加させるとともに、県が必要とする人材と受験者とのマッチング度をより高めることが重要である。

県では、奈良県職員の業務内容・働き方等の正確な情報を広く届けることで、公務員を志望する求職者はもとより、関心を持っていない「非認知層」にも認知の拡大を図り、県への入庁志望度の高い母集団を形成することが必要と考えているところ。

本業務においては、特に「非認知層」への訴求を目的とした効果的な採用PR活動を実施 しようとするものである。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4.業務概要

【業務の構成】

- (1) 奈良県が実施する I 種試験(参考情報を参照)の対象者のうち、大学生及び大学院生を対象とした周知・広報
 - ① 就職サイトへの掲載、サイト登録者へのアプローチ
 - ② 就職イベントへの出展
- (2) 奈良県が実施する職員採用試験(参考情報を参照)の対象者のうち、転職希望者を対象とした周知・広報
 - ① 転職サイトへの掲載、サイト登録者へのアプローチ
 - ② 転職イベントへの出展
- (3) 上記業務の効果的な実施に資するコンサルティング業務
- (4) 本業務をより効果的に実施するための独自の取組

【主な対象】

- (1) 就職先として公務員に関心を持っていない大学生・大学院生(特に大学3年生、大学院1年生)及び転職希望者(県が実施する職員採用試験の条件に合致する年齢層)
- (2) 土木、建築等の特定の専門知識を有する大学生・大学院生及び転職希望者

【留意点】

- (1) 「奈良県職員採用戦略」(令和5年4月策定「奈良県行政運営の基本計画」(別記))を踏まえること。
- (2) 就職先として公務員や県という職場に関心を持っていない学生等の求職者に対して 幅広く周知・訴求するPR方法とすること。
- (3) 県の職員採用試験制度 (SPI への移行等) を踏まえた多様な人材の確保に向けた効果的なPR方法とすること。
- (4)技術系職員の確保に向けた効果的なPR方法とすること。
- (5) 令和7年度奈良県職員採用試験実施計画及び職員採用試験の実施内容を踏まえたものとすること。

【参考情報】

●奈良県職員採用情報「採用試験・選考情報」

https://www3.pref.nara.jp/narakensaiyou/shiken/

●令和7年度奈良県職員採用試験実施計画 https://www3.pref.nara.jp/narakensaiyou/secure/2058/R7_kenshokuinkeikaku.pdf

●奈良県職員採用戦略(令和5年4月策定「奈良県行政運営の基本計画」(別記)) https://www.pref.nara.jp/65902.htm

5. 業務内容

- (1) 奈良県が実施する I 種試験の対象者のうち、大学生及び大学院生を対象とした周知・ 広報
 - ① 就職サイトへの掲載、サイト登録者へのアプローチ
 - ・一定の登録会員数が期待できる就職サイトから、各サイトの特徴を踏まえ、2つ以上のサイトに掲載すること。そのうち、少なくとも1つは、卒業年次が区分されていないサイトとすること。
 - ・事務系(行政)の求職者だけでなく技術系の求職者にも訴求できるよう、各就職サイトにおいて事務系と技術系それぞれのページ枠を設けて掲載する、または技術系 求職者に訴求力の高いサイトを選択するなど、技術系求職者への効果的なPR方法 を提案すること。
 - ・就職サイト内における優先表示に係る企画がある場合は、中間から上位の企画とすること。
 - ・就職サイトへの掲載にあたっては、県の業務紹介や採用情報等を文字、写真、動画 等によりわかりやすく掲載すること(原稿作成、写真撮影等を含む。)。
 - ・契約締結日以降速やかに掲載し、令和8年3月31日まで掲載すること。
 - ・県が別途実施するインターンシップ、イベント開催、職員採用試験日程発表等の採用に係る業務の遂行に応じて随時内容の追加・変更を速やかに行うこと。
 - ・就職サイトを通じて、県が指定する条件に沿った求職者へのメール等によるアプローチが可能な仕様であること。原稿作成、配信にあたっては、公務員に関心の薄い求職者であっても開封率が高まるよう工夫すること。
 - ・就職サイトは、奈良県庁にエントリーした者へのメール連絡が可能な仕様であるこ

と。

- ・掲載時期等は、県と相談の上、決定すること。
- ② 就職イベントへの出展(合同イベント、その他の企画コンテンツ)
 - ・大学生等が参加する新卒向けの就職イベントに5回以上出展すること。なお、イベントの選定に当たっては、以下(ア)~(エ)を踏まえること。
 - (ア) 少なくとも2回は対面イベントとすること。
 - (イ) (ア) とは別に少なくとも1回は技術系の求職者への訴求効果が高いイベントを検討すること。
 - (ウ) 一定の登録会員数を有する就職サイトで実施しているオンライン会社説明会 (アーカイブ配信可)等の企画についてもイベント出展の1枠として検討す ること。
 - (エ)合同イベントの場合、特別な理由(対象者が技術系のみ、少人数制で全員と対面可能等)がある場合を除き、イベント全体で300人以上の集客が想定されるイベントを選定すること。
 - ・出展の時期及び形式は、採用市場の動向を踏まえ、より効果的となるよう計画すること。
 - ・イベントを実施するために必要となる機器(プロジェクター等)及び電源を用意すること。
 - ・出展の時期、形式及びエリアは、県と相談の上、決定すること。
- (2) 奈良県が実施する職員採用試験の対象者のうち、転職希望者を対象とした周知・広報 I 種試験のうち第二新卒、社会人採用試験(31~45歳)、キャリア活用試験(34~59歳) 及び資格職を対象とする選考試験、任期付職員採用試験等を対象とした周知、広報
 - ① 転職サイトへの掲載、サイト登録者へのアプローチ
 - ・県が実施する職員採用試験の実施時期や募集内容等を踏まえ、試験ごとに適切な転職サイトを選定し、タイムリーに掲載すること。
 - ・掲載期間は、通算 112 週間程度と想定した上で、以下の表に記載する各試験に対応 するように適時掲載すること。

【必ず掲載するもの】

試験の種類	申込受付期間	対象	備考		
I 種試験(秋実施) 【行政分野・技術系分野】	令和7年8月5日 ~9月2日	採用時年齢 22 歳~30 歳 (条件を満たせば 22 歳 未満でも受験可)	行政分野、技術系分 野ごとに掲載		
社会人採用試験(秋実施) 【行政分野·技術系分野】	令和7年9月5日 ~10月6日	採用時年齢 31 歳~45 歳	行政分野、技術系分 野ごとに掲載		
キャリア活用試験 【総合職・資格職】	令和7年9月頃 (予定)	採用時年齢 34 歳~59 歳	課長補佐級又は係長 級として採用するこ とを想定		
資格職採用選考試験 「社会福祉職(児童福祉 司・社会福祉主事)」	(令和 6 年度の場合) 5 月 17 日~6 月 9 日	採用時年齢 39 歳以下 (任用資格を有すること)	福祉分野でのケース ワーカーとして従事		
I 種試験(春実施) 【行政分野・技術系分野】 ※令和8年度実施	(令和7年度の場合) 3月3日~3月25日	採用時年齢 22 歳~30 歳	行政分野、技術系分 野ごとに掲載		

【募集状況に応じて掲載するもの(例)】

資格職採用選考試験	随時実施	職種ごとに異なる	保育士、保健師等の 職種	
任期付職員(各専門職)、		年齢制限の上限なし(任	事務、技術・資格職	
育児休業代替任期付職員	随時実施	期は、おおむね5ヶ月以	などがあり、募集内	
等に係る試験		上3年未満)	容はその都度異なる	

- ※その他、職員採用試験の詳細情報は「令和7年度奈良県職員採用試験実施計画」を参照。「キャリア活用試験」「社会福祉職(児童福祉司・社会福祉主事)」については別記「令和6年度奈良県職員採用選考試験」参照。
 - ・転職サイト内における優先表示に係る企画がある場合は、中間から上位の企画とすること。
 - ・転職サイトへの掲載にあたっては、県の業務紹介や採用情報等を文字、写真、動画 等によりわかりやすく掲載すること(原稿作成、写真撮影等を含む。)。
 - ・県が別途実施するイベント開催、職員採用試験日程発表等の採用に係る業務の遂行 に応じて随時内容の追加・変更を速やかに行うこと。
 - ・転職サイトを通じて、県が指定する条件に沿った求職者へのメール等によるアプローチが可能な仕様であること。原稿作成、配信にあたっては、開封率が高まるよう工夫すること。
 - ・転職サイトは、奈良県庁にエントリーした者へのメール連絡が可能な仕様であること。
 - ・掲載する転職サイトや掲載時期等は、県と相談の上、決定すること。

② 転職イベントへの出展

- ・県が実施する職員採用試験の対象年齢、職種内容に合致する転職希望者の参加が期待される転職希望者向けイベントを選定し、3回以上出展すること。 ※少なくとも1回は対面イベントとすること。
- ・出展の時期及び形式は、採用市場の動向及び職員採用試験の実施時期を踏まえ、より 効果的となるよう実施すること。
- ・イベントを実施するために必要となる機器(プロジェクター等)及び電源を用意すること。
- ・出展の時期、形式及びエリアは、県と相談の上、決定すること。

(3) コンサルティング業務

- ・(1)、(2)を効果的に実施するために、契約締結後速やかに、サイト掲載及びイベント出展等に係る実施計画書を作成の上、採用PR活動のコンサルティングを行うこと。
- ・業務遂行に当たり、月1回程度、県との定期的な打合せを行うこと。その際、サイトのPV数やエントリー数等に係る効果検証を行い、実施計画の見直しや改善案等を 提案すること。
- ・年度末までに採用PR活動の効果検証に係る結果報告を行うとともに、令和8年度 に向けての提言を行うこと。
- ・上記のコンサルティング業務を行うに当たっては、県が別途実施するインターンシップ、イベント等の一連の採用PR活動の状況を踏まえ、全体的な視点から行うこと。

(4) 本業務をより効果的に実施するための独自の取組

委託金額の範囲内において、本業務の目的を達成するために、より効果的と考えられる独自の取組について提案を行うこと(例:求人ページの上位企画・優先表示、サイト会員等へのより効果的なアプローチ機能、WEB広告掲載、SNS広告掲載等)。

6. 提出物及び提出期日

① 実施計画書

契約締結後2週間以内に実施計画書を提出すること。

- ② 効果検証に係る参照データのとりまとめ、打ち合わせ議事録 打ち合わせ後、速やかに提出すること。
- ③ 効果検証結果報告書

採用PR活動に係る効果検証結果及び令和8年度に向けての提言をとりまとめ、令和8年3月31日までに提出すること。

④ 業務完了報告書

本委託業務に係る業務完了報告書をとりまとめ、令和8年3月31日までに提出すること。

⑤ その他本業務の実施により得られた成果品(撮影素材等) 成果品が得られた後、速やかに提出すること。

[納入場所]

奈良県総務部行政・人材マネジメント課 〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30

7. 著作権の帰属

成果品の著作権等の取り扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 受託者は、成果品の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に 規定する権利を含む。)を全て県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

8. その他

(1) 個人情報の取り扱いについて

受託者は、本業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、本業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。特に、別紙1「個人情報取扱特記事項」について留意すること。

(2) 再委託について

受託者は、業務の全部、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画力、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

また、受託者は、本業務達成のため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる ことを必要とするときは、再委託先(順次、再委託する場合は最終の委託先まで)、再委 託業務の内容、再委託期間および再委託の理由等を記載した書面を県に提出し、あらか じめ県の承認を得なければならない。

(3) 公契約条例に関する遵守事項について

受託者は、奈良県公契約条例の趣旨に則り、別紙2「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

(4) 情報セキュリティに関する遵守事項について

本業務の実施にあたっては、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。 特に、別紙3「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。

(5) 仕様変更について

受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。

(6) その他

本業務の実施にあたっては、県の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項についても、県の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。

令和6年度奈良県職員採用選考試験

試験の種類		採用予定 人員	主な受験資格	試験案内 配布日	受付期間	試験種目		試験日	最終合格 発表日	
キャリア	総合職	行 政	行政若干名			第1次試験 (行政)	SPI3	11月13日(水)~11月27日(水)		
		1140			10月10日(木) ※2	10月11日(金)~ 11月6日(水)	第2次試験 (行政)	論文試験 口述試験	12月13日(金)又は12月14日(土)	12月23日(月)
		総合土木	若干名	・昭和40年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人			第1次試験 (行政以外)	専門試験 適性検査	11月17日(日)	
		造園	若干名							
		建築	若干名							
活用試験		農学	若干名							
* 1		林学	若干名							
<u>*1</u>		総合電機	若干名				第2次試験	口述試験	12月13日(金)又は12月14日(土)	
	資格職			・昭和40年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人						
		職 社会福祉職 若干名 (児童福祉司)	・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第3項に			(行政以外)		12月13日(並)久は12月14日(土)		
			規定する児童福祉司の任用資格を有する者又は令和7年3月末							
			日までに同任用資格を取得する見込みの者							
社会福祉職			昭和60年4月2日以降に生まれた人			第1次試験	専門試験	6月16日(日)		
	児童福祉司		司 司							・児童福祉法第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格
			見込みの者 8名程度	を有する者又は令和7年3月末日までに同任用資格を取得する	- 5月16日(木)	5月17日(金)~ 6月9日(日)				8月16日(金)
				- REA 6 0 年 4 月 2 日以降に生まれた人						
	社会福祉主事			・ 社会福祉法第19条第1項に規定する社会福祉主事の任用資		0/39H(H)	第2次試験 口边	口述試験	7月22日(月)〜7月23日(火)、 7月29日(月)〜7月30日(火) のうち指定する1日	
				格を有する者又は令和7年3月末日までに同任用資格を取得す						

※1:キャリア活用試験は、課長補佐級職又は係長級職として採用することを想定

※2:R7年度は9月頃受付、11月頃合格発表予定

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の 権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成 するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の 目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

- 第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若 しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は 引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第 10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

- 第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者 に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由に より、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。
- 2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- 注 「甲」は「奈良県知事」を、「乙」は「受託者」をいう。

公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を 適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に 規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定によ り減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。) の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険 者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者 (同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。) の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項 については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三 者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること(再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること) を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡 するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

- 第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること
- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認する こと

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

- 第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、 不正アクセスがないか監視すること
- 2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウエアは、常に最新の状態 に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止 すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去 の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される 場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第 12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか 確認すること